

川崎港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和2年10月

川崎港港湾管理者
川 崎 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成26年 9月 川崎港港湾審議会
- ・平成26年11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成27年10月川崎港港湾審議会
- ・平成28年11月川崎港港湾審議会
- ・平成29年10月川崎港港湾審議会
- ・平成31年 1月川崎港港湾審議会
- ・令和 元年11月川崎港港湾審議会

の議を経た川崎港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

| | |
|-------------------|---|
| 変更理由 | 1 |
| 港湾施設の規模及び配置 | 2 |
| 1 専用埠頭計画 | 2 |

変更理由

扇町地区において船舶の大型化に対応するため、専用埠頭計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 専用埠頭計画

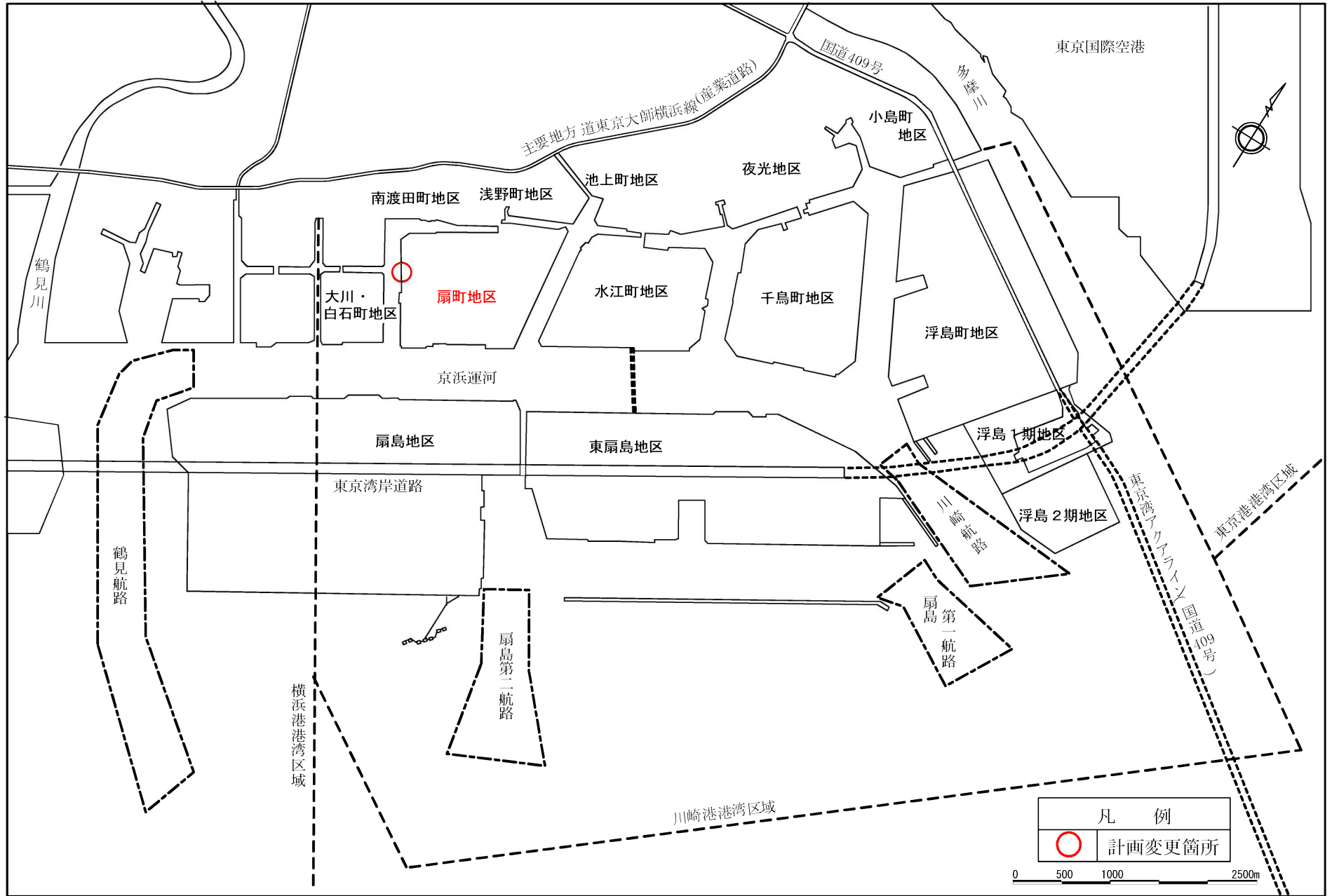
1-1 扇町地区

立地企業の要請に基づき、以下の施設を変更する。

水深4.6m ドルフィン1バース [既設の変更計画]

（既設
水深3.5m ドルフィン1バース）

川崎港港湾計画位置図



川崎港港湾計画図（扇町地区）

